

国民健康保険高額療養費の自動給付化

国民健康保険の高額療養費の給付を受けるためには、これまで該当月ごとに申請が必要でしたが、「高額療養費支給手続簡素化申請書」を提出いただくことにより、翌月以降の申請が不要となり、指定口座に自動給付されます。

1. ねらい

- ・国民健康保険加入者の申請事務に係る負担軽減、利便性向上
- ・国保医療係における事務の効率化

2. 開始時期

令和6年2月より申請受付開始

3. 対象者

諏訪市国民健康保険に加入する方

4. 近隣市町村の状況

諏訪地域における本制度の導入は初



〒392-8511 長野県諏訪市高島1-22-30
長野県 諏訪市 市民環境部
市民課 国保医療係
(担当) 堀川・依田
電 話 0266-52-4141 (内線121・117)
FAX 0266-57-0660 (代表)
メー ル kokuho@city.suwa.lg.jp

水色の申請書を一度提出するだけで 翌月以降の高額療養費が自動で支給されます

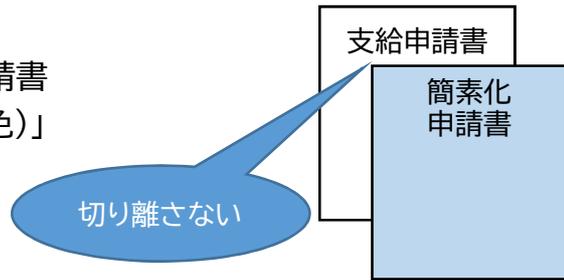
高額療養費の支給を受けるため、該当月ごとに必要だった申請が、水色の申請書を一度ご提出いただくと原則不要になり、指定口座に自動的に支給されます。

手続きの方法

1. 申請書を記入する

「国民健康保険高額療養費支給手続の簡素化申請書兼承諾書(水色)」と「高額療養費支給申請書(白色)」を別紙記入例を参考に記入してください。

※申請書は切り離さないでください。



2. 提出に必要な①～④を準備する

- ①申請書
- ②世帯主のマイナンバーカードなど個人番号のわかるもの
- ③提出のため来庁する方のマイナンバーカードか運転免許証
- ④印鑑(振込先口座名義が世帯主以外の場合のみ)

3. 申請書を提出する

●郵送で提出●

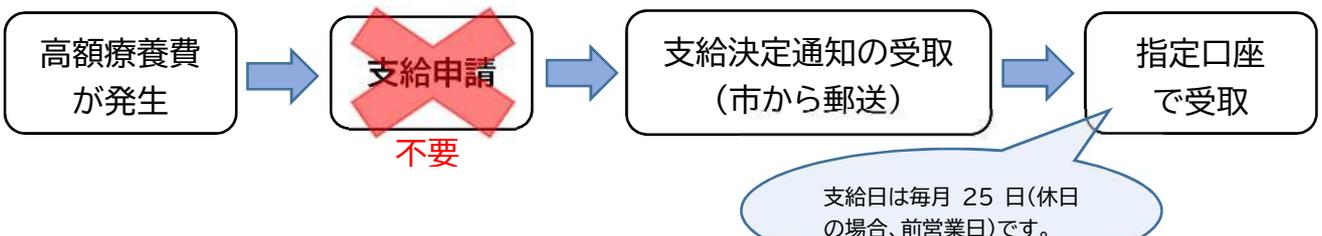
①の原本と②のコピーを返信用封筒に同封して投函

●市役所で提出●

①～④を市役所 1 階 6 番窓口を持参

翌月以降の高額療養費

今回、簡素化申請書(水色)をご提出いただき、翌月以降に高額療養費が発生した場合、支給申請をいただかなくてもご指定口座に自動的に支給されます。



裏面に必見事項あり

自動支給が停止となる場合

以下のいずれかに該当することとなった場合、高額療養費の自動支給は停止となり、高額療養費支給申請書のご提出が必要となります。

- ①世帯主変更や世帯分離などによって世帯主に異動があったとき。
- ②名義人変更、口座解約等により指定口座への入金ができなくなったとき。
- ③国民健康保険税に滞納が生じたとき。
- ④医療機関への一部負担金の支払いが済んでいないことが明らかになったとき。
- ⑤申請の内容に偽りその他不正があったとき。

注意事項

- (1)自動支給の対象となっている世帯に対しては、支給がある場合に限り支給決定通知を送付いたします。
- (2)指定口座の変更や自動支給の停止をするには、改めてお申し出が必要となります。
- (3)診療報酬明細書の再審査や前年度以前の所得の修正申告などにより、支給済みの高額療養費が減額となった場合は、差額を諏訪市に返還いただきます。
- (4)諏訪市から医療機関などに対し一部負担金の支払状況について調査・照会させていただくことがあります。
- (5)簡素化申請書をご提出いただく前にお手元に届いた高額療養費支給申請書は、自動支給の対象となりません。未申請のものがある場合は、必要事項を記入のうえ、別途ご提出ください(高額療養費の支給申請ができる期間は、支給申請書がお手元に届いた日の翌日から2年間となります。)

問合わせ先
諏訪市役所 市民課 国保医療係
TEL:0266-52-4141(内線117)
担当:依田・宮坂